



設楽ダムの建設中止を求める会

<http://no-dam.net/index.html> 第33号 2014年1月10日

進む豊川洪水対策

設楽ダムの治水効果は河道整備に比べて限定的！

設楽ダム建設の目的の一つに洪水対策があります。裁判では「部分的河道改修のみで整備目標洪水の水位を計画高水位以下にでき、設楽ダムよりも安い事業費でできるが、計画では全く検討されていなかった。設楽ダム計画は考慮すべき事情を考慮せず、その内容は著しく妥当性を欠いている」と私たちは主張してきました。

現在の豊川における河道整備状況はどうなっているのか、以下報告です。

豊川の洪水対策と河川整備事業をめぐって

市野 和夫

現

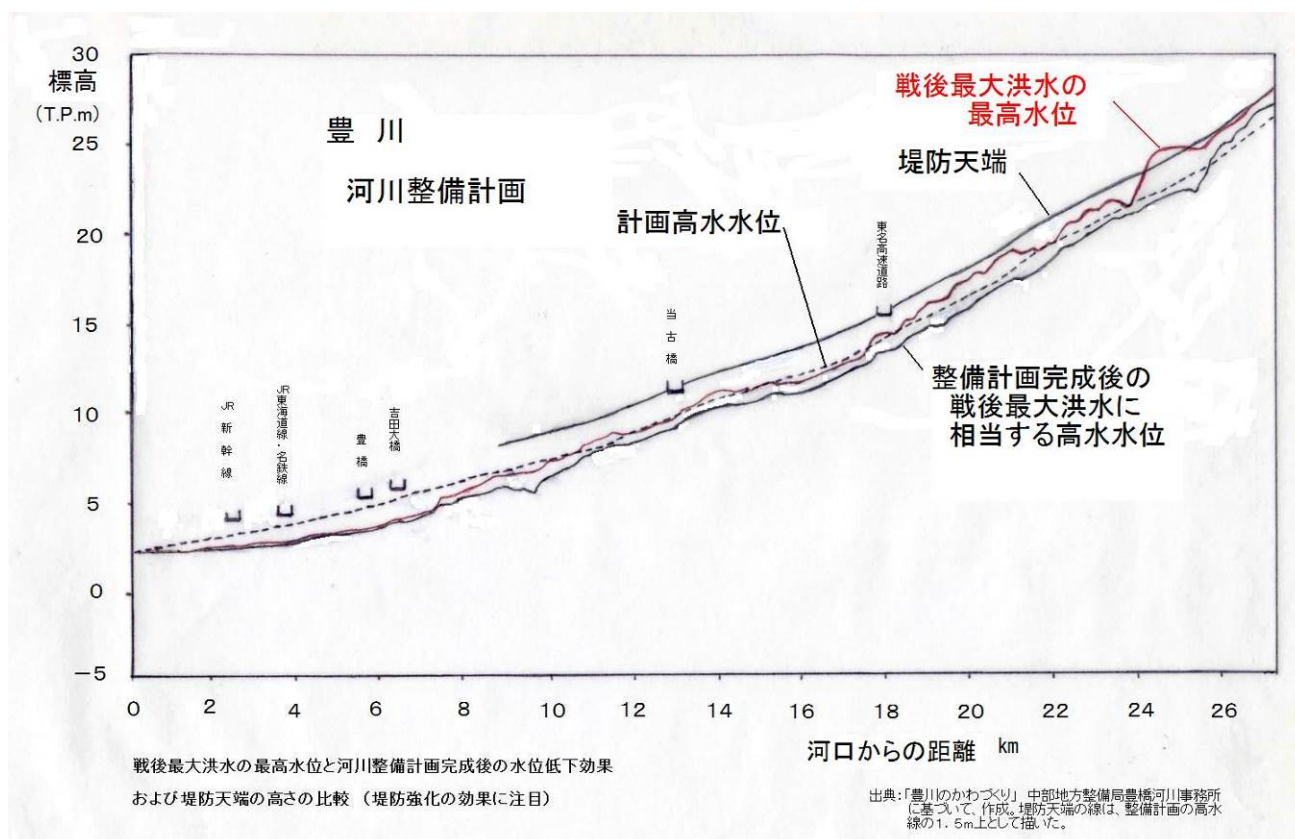
在の豊川の河川整備計画が策定されたのは、2001年（H13年）でした。整備事業は、2002年度から始まり、今年2013年は12年目となっています。中間評価は5年ごとに行われており、前回は2007年2月に、「豊川の明日を考える流域委員会」によって行われました。近々、事業の10年目の再評価が行われるはずだと思います。

豊川の整備計画に示されている治水事業のうち、設楽ダム建設事業は、再検証手続き中で大村知事が回答を保留してきたことから、本体建設には進んでいません。



新城市一鍬田地区（24～25 km地点左岸側）の河道掘削工事（撮影 2013. 12. 12）
幅約 100m、長さ約 500m、厚さ約 5m の規模の土砂掘削が行われている

河道掘削、堤防工事、河道に生えている樹木伐採などの河川工事は、ここ10年余りのうち、かなり進んできて、現在工事が行われている牟呂松原頭首工の下流左岸の大きなふくらみを掘削し終えれば、戦後最大洪水と同じ規模の洪水でも、ほぼ計画高水レベルに水位が低下するところまで来ました。計画高水レベルよりも1.5m上まで堤防の高さがありますので、堤防が破れないように強化すれば大きな水害は起きないところまで来ています。設楽ダムの治水効果は、「整備計画の効果」から「河道整備の効果」を引き去った残りに相当します。現在、河道整備はほぼ完成に近づいているので、設楽ダムの治水効果は、河道整備に比べて限定的でわずかであることが目に見える形になってきました。しかも、雨の降り方によっては、ダムはほとんど効果がないことも予測されます。治水のための予算は、ダムではなく、河道整備と堤防強化に優先的につなげなければなりません。



24～25km 地点の河道掘削の完了によって全川でほぼ計画高水の水位に近づく

豊川の治水で、現時点で緊急に実施しなければならないのは、震災対策も含めて、堤防を強化することです。堤防の高さはすでに十分高く整備されているので、連続地中壁工法などによって、水を通しにくい壁を堤防の中に造るなどして、少なくとも洪水時2～3時間の高水位が続く間、持ちこたえるように、強化すればよいのです。豊川は全長70km程度と長くはない川ですから、洪水は数時間で収まります。堤防の高さを越えるような大洪水の場合にも、堤防強化をしておくことで、決壊しなければ大きな被害はでません。ダム建設を優先するのでなく、堤防強化を進めることこそ、優先されねばなりません。

なお、豊川水系では、左岸に4か所の鎧堤（霞堤）・遊水地があり、その浸水対策をどうするかという問題があります。現行の河川整備計画では、堤防の不連続部分に高さの低い「小堤」を築いて30年に1度程度の規模以下の中小洪水の際には浸水しないようにするとしています。浸水後の排水対策、浸水の恐れのある低地の土地利用の規制や、浸水による被害の補償のしくみなど、豊川の洪水との付き合い方について、地域住民や地方自治体と河川管理者の間で議論を重ねて工夫することが必要です。



2013年12月18日
市野和夫

大村知事が設楽ダム容認表明

2013年12月18日、大村愛知県知事は県庁で記者会見し、これまで「厳しい状況を踏まえてよく考えたい。」と設楽ダム建設の賛否を保留していましたが、この日建設を容認する考えを表明しました。この表明を受けて翌日12月19日は各紙一斉に「設楽ダム計画再始動」と報道しました。

(右記事は朝日新聞2013, 12, 19付より)

これを受けて当会に今本博健京都大学名誉教授からメッセージが送られてきました。

今本京都大学名誉教授からのメッセージ



まだまだ諦めずにできることをやり続けましょう！

また、大村知事が専門家の意見を聞いたということを記者会見で述べていましたが、今本先生からは意見書も送っていただきましたので、4ページに掲載いたします。

中日新聞 (2013. 12月21 付) より抜粋

<専門家らの見解>

今本博健・京都大名誉教授 (治水)
河道整備と堤防補強を優先させるべきだ

角哲也・京都大教授 (河川工学)
今になって建設の是非を議論するのは遅すぎる

沖大幹・東京大教授 (水循環)
利水の安全度の増加が投資額に見合うか、総合的に判断を

石井敦・筑波大教授 (農業水利)
用水の供給量が不足しており、ダム建設は必要だ

岡田憲夫・関西学院大教授 (総合防災)
治水や利水は河川という空間に限定せず、総合的な危機管理を

鈴木輝明・名城大大学院特任教授 (水産学)
生態系機能などへの負の影響の経済評価が考慮されていない

森誠一・岐阜経済大教授 (動物生態学)
建設予定地はネコギギの最も重要な生息地とほぼ一致。十分配慮を

松尾直規・中部大教授 (環境水理)
豊川水系の水資源量は、利水地域の需要に対して不十分

森徹・名古屋市立大大学院教授 (財政学)
県財政への影響から、建設が困難となる可能性は小さい

伊藤達也・法政大教授 (人文地理学)
被害に遭いやすい地域から人と財産を避難させるべきだ

昇秀樹・名城大教授 (行政学)
地元が継続で固まっているのなら、継続すべきだ

後房雄・名古屋大大学院教授 (政治学)
重要な個別問題に関しては住民投票をするべきだ

設楽ダムで知事が意見聴取

専門家賛否割れる

設楽町の設楽ダムの建設の賛否を決める判断材料として、大村秀章知事から意見を求められていた治水や河川工学、環境、財政など各分野の専門家は、それぞれの観点からダム建設に関する見解を大村知事に伝えた。あらためてそれらを見直してみると「渇水の恐れがあるからダムは必要」などの見解の半面、「治水対策はダム以外が望ましい」といった主張があり、専門家の間でも建設への賛否は割れている。

(河郷丈史)

今本先生の意見書をぜひお読みください。そして正論はこれだということをみなさんに知っていただき、ダム中止に向けて市民の声を大きく盛り上げていきましょう。

設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)についての意見

平成 25 年 10 月 18 日

京都大学名誉教授 今本博健

民主党政権のもとではじめられた「ダム検証」が自民政権にも引き継がれ、平成 25 年 4 月に発表された「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)」では次のように結論している。

洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「設楽ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「設楽ダム案」とであると評価した。

この結論は、事業主体である国土交通省中部地方整備局が、自らが検証主体となり、自らが定めた指針にしたがって、自らが評価した、ものである。客観的な結論とは到底認められず、内容にも科学的合理性を欠くところが多い。

筆者は、自然界における水の流れを主たる研究対象とし、とりわけ河川については、どうすれば洪水を安全に流せるかを、机上における研究だけでなく、現地観測や国内外における水害調査を通して、その解明に努力してきた。

こうした経験をもとに、主として治水の見地から設楽ダムの是非について意見を述べる。

河地域は江戸時代の河川技術を支えた伊奈流(関東流)の発祥の地であるだけに、豊川の治水には霞堤という当時としては画期的な方式が用いられている。

この方式を編み出したのは武田信玄といわれるが、河床勾配の比較的大きな上中流部に用いられるのが普通であった。それを下流部の緩勾配区間に用いたところに伊奈流の真髓があり、しかもそれがいまに活着している。

ところが、豊川放水路により少し安全になると、霞堤の一部を廃止あるいは嵩上げし、先人の努力を無に帰そうとしている。こうして一方で治水安全度を引き下げながら、他方で設楽ダムにより引き上げようとしている。国交省がする治水は首尾一貫していない。

設楽ダムの計画には「いびつさ」が目立つ。昭和 46 年に予備調査に着手しながら、実施計画調査までに 7 年を要し、「豊川水系河川整備計画」に多目的ダムとして位置づけるまでだと 30 年を要している。これほどの年月を要したのは、ダム建設の全盛期にありながら、国交省(当時建設省)にこのダムを推進することに躊躇するものがあつたからではないか。

この辺の事情をある元国交省職員は自嘲気味にこう語っている。「豊川の河川施設はすべて農水省の管轄であるため、河川管理者として自前の施設を一つくらい持ちたかっただけだ」と。

■貯水容量の配分もきわめていびつである。

ダムの総貯水容量は 9800 万 m³ であるが、堆砂容量が 600 万 m³ であり、有効貯水量 9200 万 m³ のうち、洪水調節は 1900 万 m³、かんがい用水は 700 万 m³、水道用水は 600 万 m³、流水の正常な機能の維持は 6000 万 m³ である。

流水の正常な機能の維持は、昭和 39 年の河川法改正時に管理対象に加えられたもので、二つの意味をもつ。

一つは河川の生態系や景観の維持に必要な流量を保全するものであるが、本来は自然のダイナミズムに委ねるべきもので保全の対象にならない。

もう一つは既得水利権を保全するものであるが、慣行水利権および許可水利権は水利権量は取水の上限を定めたものでつねに水利権量を取水できるわけではない。渇水時に十分に取水できないのは自然の理である。いずれもダムをつくるとき、ついでに保全できれば好都合という程度のもので、付随的目的に過ぎない。

その程度の目的であるにもかかわらず、設楽ダムでは有効貯水量の実に 65%が流水の正常な機能の維持に充てられている。こうしたことは世界に例がなく、ダムの規模を大きくするためとしかいえない。

豊川の治水計画を見てみよう。

長期計画の「豊川水系河川整備基本方針」では、150 年に 1 度程度の洪水を対象に、基準地点石田での基本高水を 7100m³/s とし、河道に 4100m³/s、ダムに 3000m³/s を配分している。設楽ダムにより調節できるのは 1000m³/s だけであるから、別のダムにより 2000m³/s を調節する必要がある。しかし、そのようなダムは計画すらなく、架空のものである。いまの河川管理者には基本方針を長期的にも実現しようする意志がないのである。

中期計画の「豊川水系河川整備計画」は、30 年に 1 度程度に相当する戦後最大の昭和 44 年 8 月洪水を対象としている。ここでは目標流量の 4650m³/s を河道に 4100m³/s、ダムに 550m³/s 配分しようとしている。注

目されるのは河道への配分量が基本方針と同じということである。河道の整備は整備計画の達成をもって終りとしており、長期計画に残されるのは架空のダムだけである。整備計画で河道整備がやりつくせるとは思えず、ここにもいびつさがある。

一般に、治水対策には「溢れさせない対策」と「溢れた場合の対策」とがある。できるならば洪水は溢れないことが望ましく、前者が基本である。しかし、どう努力しようと、溢れるときは溢れるので後者も不可欠であるが、ここでは設楽ダムの是非を取り扱うので前者に焦点を絞ることにする。

いまの治水では、対象洪水(基本高水)を設定し、それが河道の流下能力を超える場合、残りをダムで調節することによって溢れさせないようにしている。しかし、河道の流下能力の評価およびダムによる洪水調節には次の問題がある。

河道の流下能力は、堤防高から余裕高を引いた水位すなわち計画高水位より下の断面で流れる流量で評価している。このため、洗掘を対象とした護岸の範囲は計画高水位までとされるのが普通で、洪水水位が計画高水位を超えると安全性は急激に低下し、決壊(破堤)の恐れが高まる。

現実の堤防は十分に吟味されない土でつくられているためきわめて脆弱であり、堤防から溢れる越水、流れによる洗掘、洪水や雨水の堤体内への浸透などによって容易に破堤する。計画高水位以下でも破堤の可能性があり、破堤すれば壊滅的被害に直結する。

破堤を防ぐには堤防を補強する必要があるが、これまでの河川管理者(国交省)はきわめて消極的であった。最近になってやや積極的になったものの、洗掘および浸透が対象であり、越水については、工法が確立されていないとして、補強から除外している。

しかし、例えば鋼矢板を堤防天端の両肩に設置すれば、劇的に強靱化され、越水にも十分耐えられるようになる。このことは東日本大震災でも証明され、高知県では平成 24 年から鋼矢板による補強を標準工法に採用している。

もし、豊川の治水で、河道内の障害物を除去するなどの河川整備とともに越水にも耐える堤防補強を実施すれば、計画高水位を超えても破堤しないため、流下能力の実力が増大され、整備計画が目標とする戦後最大洪水は、設楽ダムがなくても、安全に流すことが可能になる。

一方、ダムに洪水を調節する機能があるのは確かであるが、それはダムの集水域に計画以下の規模の降雨

があった場合に対してだけであり、降雨が計画規模を超えたり集水域をはずれれば機能しなくなる。ダムが真に役立つのは河道の流下能力以上で計画規模以下というきわめて限定的な洪水に対してだけなのである。このことは、平成 16 年の新潟水害や平成 23 年の紀伊水害ではダムが満水となって洪水調節をできず大氾濫したことや、本年 9 月の台風 18 号では京都桂川の日吉ダムが所定の洪水調節を行ったにもかかわらず亀岡市や京都市嵐山での氾濫を阻止できなかったことから明らかである。ダムによる治水は所詮その程度のものなのである。

しかも、ダムは環境に重大な影響を及ぼすうえ、いつかは土砂で埋没して無用の長物になる。もちろん、いずれのダムでも堆砂容量を考慮し、総貯水量から除外したものを有効貯水量としている。しかし、この堆砂容量は平常時の堆砂量の 100 年分でしかない。

北海道沙流川さるがわの二風谷ダムでは、竣工後に発生した豪雨による山腹崩壊の土砂が運ばれ、5 年で総貯水量の半分が埋まった。天竜川水系のダムはほとんどが満砂状態に近い。現在 900 基近くある治水を目的にもつダムが 100 年後においても洪水調節機能を保っているのはどれほどあるだろうか。今後 100 年の間には、想定外の大雨による山腹崩壊があり、多くのダムが機能しなくなっているであろう。

設楽ダムも例外ではない。100 年後の豊川の治水がどうなってもいいのなら、設楽ダムは一時の気休めにはなる。しかし、治水はいつまでも役立つ「永年技術」であるべきとの観点からすれば、さらなる河道整備と堤防補強を優先させるべきである。

ここで触れなかったが、設楽ダムの残る二つの目的にも大きな疑問がある。

利水については、水需要が漸減傾向にあるなかで新たな水利権を獲得することは、利用しない水のために血税を浪費することになる。長良川河口堰の愚を繰り返すべきでない。

流水の正常な機能の維持に至っては貯水容量を増やすための方便でしかない。洪水や渇水は自然のリズムである。うまく付き合うのがこれからの知恵である。次世代にこれ以上の負の遺産を残すのは避けるべきである。

設楽ダムの 3 つの目的うち、洪水調節についてはより安い越水に耐える堤防補強とさらなる河道整備で代替することが可能であり、利水についてはその必要性が認められず、流水の正常な機能の維持については付随的目的でしかない。

以上の理由により、設楽ダムは中止するのが妥当である。



設楽町長選挙結果

市野代表が立候補して戦いました 2013, 10 月 20 日投票の設楽町長選挙の結果は、以下のとおりでした。ご支援、ご協力をありがとうございました。

市野 和夫	760票	(19.66%)	横山 光明	1991票	(51.50%) (当)
原田 理	1082票	(27.99%)			(40.96% : 有権者比)
合計	3833票	(99.15%)			
無効票	33票		投票総数	3866票	(100%) 当日有権者数4860票
投票率	79.55%				

選挙準備期間を含めて、リーフレットの全戸配布、9月1日の青山貞一講演会など、かなりの取り組みをしてまいりました。準備期間中の地域回りや選挙運動期間に入ってから、有権者の反応は良かったのですが、選挙戦最終盤のつめで、組織戦が十分にできずに、他陣営に票をもっていかれたように思われます。力及ばず、ダム推進勢力から住民に町政を取り戻すことはできませんでした。お詫び申し上げます。

なお、横山氏の得票率(対有権者比)は41%で、有権者の半数の支持を得ていません。

今回、地元で応援していただいた皆さんは、敗戦にも関わらず、選挙事務所に残って、元気に今後の取り組みの話も盛り上がっていました。設楽町で初めて女性たちが自発的に選挙に取り組まれました。

「お勝手連」かわら版「自然科学ドクター市野のよろず相談室」1～3号を手作りで発行し、ほぼ全町内に各戸配布されました。この女性たちの取り組みによって、自然エネルギー活用の地域づくりの政策が、格段に理解されやすくなったと思います。個人演説会用に、北海道の下川町の林業～木質バイオマスによる町おこしの例の報道番組のDVDを提供してくれたり、豊田市朝日町の取り組みを紹介していただいたり、沢山の支援をいただき、それらのご支援のおかげで、およそ20%の得票をいただけたものと思います。

選挙を通して訴えました自然エネルギー活用の地域づくりの政策について今後イベント等を通して学習していく予定です。どんな政策だった？と思われる方のために市野候補の政策を以下に掲載します。



100年先から考える山間地域の再生

＝地域資源の活用による地域経済の自立と自然環境の保全＝

2013.11.28 市野 和夫

《グローバル経済と山里の自立》

新石器革命以来、人類は薪炭や水力、風力などの自然エネルギーに依存していたが、産業革命を経て、拡大するエネルギー需要をまかなうために、化石燃料に手を出し、エネルギー需要を拡大し続けてきた。その結果、工業地帯周辺の大気汚染や水質汚染・汚濁などから始まり、オゾン層の破壊や地球温暖化というグローバルな環境破壊を起こしてきた。

グローバル経済に飲み込まれる以前の日本社会は、湯沸かし、暖房や調理に必要なエネルギーの大半を薪炭から得ていた。水車を使った製材や精米なども普及していたし、水路式の水力発電も導入されていた。これらは、今で言うバイオマスや小水力、すなわち自然エネルギーの利用である。かつて、山里の集落は、山林から手に入る薪炭や山菜・きの

こ・薬草、裏山から湧きだす清水、畑と棚田の収穫、清流で獲れるアマゴ、アユ、ウナギなどで、ほとんど現金収入なしでも生きていくことは可能であった。山林から切りだした木が売れる時代は、林業で働く人々も多く、山里も豊かで元気だった。

高度経済成長とともに、ダムや道路、ビルディングなど、巨大な鉄とコンクリートの構造物の建造、交通運輸システムの発達や製造業の拡張もあって、莫大なエネルギー需要が生じ、石炭石油が大量に消費され、ダム式水力発電所、火力発電所、さらには原子力発電所などが増設され続けてきた。山里においても、電気洗濯機、上下水道、水洗トイレなど、石油や電気に頼る都市型の生活様式が普及し、それが発展であるとみなされてきた。

薪炭は使われなくなり、安い輸入木材が市場を独占し、木造建築が減ったことも重なって、山里の収入源がなくなった。その上、石油、電気を買ひ、上下水道料金まで払い、現金が出ていく一方になった。四半世紀にわたって経済成長がほぼ止まり、デフレ経済が長引く下で、山里では人口の急激な減少が続く、暮らしは破綻寸前に追い込まれている。商店は閉じられ、空家や一人暮らしのお年寄りの住まいが目立っている。お年寄りや障害者は、買物や病院に出かけるのも大変である。

山林では、里山の営場や薪炭利用がすたれたあと、スギ・ヒノキの一斉造林が行われ、また都市への転出が進む中で生じた耕作放棄地にも造林されたため、住家のすぐ近くまで、下生えのない常緑針葉樹

林が生い茂る状況となり、イノシシ・シカ・サルなどによる農作物の獣害が激しくなっている。

このまま放置すれば、地域社会はどうなるだろうか？

流域という視点で見れば、上流山地の管理ができなくなれば、下流で洪水が頻発することは、古くからの経験によって知られている。また、食糧や水資源を供給し、都市の産物を購入する田舎が経済的に疲弊してしまえば、都市の衰退も避けられない。元気な田舎があって、初めて都市は生きられる。農山村～田園をどのように持続可能な地域社会として再生していくのか、日本の社会にとって、将来ビジョンの策定は避けて通れない課題となっている。



《設楽町長選挙で提言した政策の要点》

設楽地域は、山地に覆われ、森林が面積の 90% を占めている。この森林は、三河湾（とりわけ閉鎖性の強い渥美湾）の海水交換を促す豊川の清流を生み出し、豊川の流水からは東三河平野部のかんがいや水道用水も供給されている。持続可能な地域振興のためには、このような地域の特性を考慮して、地域で循環する経済の流れを太くすることが必要である。ダム補償による一時金は持続可能な循環経済を確立するどころか、その努力を放棄させる効果をもっている。

具体策として、森が生み出す木質燃料（バイオマス）による地域のエネルギー供給事業を立ち上げるにより、外部へ支払っていた電気代、石油代が不要となる。木質バイオマスの利用については、暖房・給湯などの熱利用と発電を組み合わせたコジェネ（電気・熱併給）方式を採用することで、エネルギー利用効率が格段に上がるので、コストを引き下げることができる。また、燃料集めの仕事が増え、林業・木工業の活性化を結び付けることで、林業関

係の働く場が広がり、地域で循環する経済が太くなる。

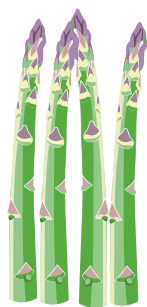
地域の自然エネルギーや環境を活用する権利を地域住民が優先的に持つとする“地域環境主権”を確立して、地域の環境資源の活用によって地域住民の懐が確実に暖まる条件を作る。こうして、高度成長期以降、人の手が入らず放置されてきた森林に人手が入ることで、水源涵養林にふさわしい森を作っていく 100 年の森づくりの目途も立つようになる。

必要な人材は都市居住者から田舎暮らしを希望する若者と定年後の前期高齢者を公募し、住居は、当面空家の活用によって、中長期的には、木材を活用した 21 世紀にふさわしい住宅建設によってまかなう。空き農地の活用も含めて、低コストの田舎暮らしの設計を工夫する。移住希望者に対して、田舎暮らしのための研修制度を設けて、移住しやすい条件を整える。（研修中の住居費、研修費の公費負担制度を作る。）

《まとめ》

なお、藻谷浩介著『里山資本主義』角川（2013.7）によれば、ヨーロッパ発の CLT（cross laminated timber：クロスラミナ木材）という新技術により、木材を使った高層建築が造られる時代が訪れている。また木材加工技術の工夫によって、プラスチック類を 100% 木質材料から作るめども立ちつつある。育ったスギやヒノキを間伐材や木くずも余すところなく有効に使える森の時代がやってきているのである。

高度成長以来、人が出ていく一方で見捨てられてきた山間地域を再興させる客観的条件はできており、ダムなどの迷惑施設を押しつけるのではなく、住民本位の山間地域の振興を進め、支援することこそ、下流域・都市域の食・水・環境の安全をも確保する道であることを、市民常識とすることが大切である。



※機関紙「窓の会」2013, 12 寄稿

お知らせ

2013, 12 月 10 日に拡大幹事会を持ち、今後の運動方針について話し合いました。そこで「設楽ダムは要らん」わかりやすい冊子を作ろうということになりました。編集委員長は市野和夫代表です。イラストや写真をふんだんに使った冊子にしたいと思っています。アイデアをお持ちの方はぜひ編集委員会にご出席ください。

・第 1 回編集委員会: 1 月 18 日(土) 午後 7:00~9:00 豊橋市民文化会館 2F 第 6 会議室

11 月に当会も賛同団体となりました「秘密保護法案に反対する東三河の会」が「秘密保護法の廃止を求める東三河の会」に改名して、引き続き行動していくことになりました。

まず署名・宣伝行動を以下の日程で行います。ご都合のつく方はご参加ください。

・日時: 1 月 18 日(土) 14:00~15:00 場所: 豊橋市広小路、精文館前

・導水路裁判が結審します。(第 22 回口頭弁論) 3 月 20 日(木) 午前 10 時 20 分開廷 名古屋地裁



参加しましょー!

設楽ダム連続公開講座第 9 回とよがわ流域県民セミナー が設楽で開催されます！

日時: 2014.2 月 15 日(土) 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

会場: 愛知県奥三河総合センター 講堂

(設楽町田口字向木屋 2-10 ☎0536-62-0100)

定員: 400 名 (先着順)

テーマ: 設楽ダム—ダムサイトの技術と安全性

講演 1 国土交通省職員

講演 2 紺谷吉弘氏 (立命館高校非常勤講師)

質疑応答・ディスカッション

問い合わせ先/愛知県 地域振興部 土地水資源課水源地対策グループ 電話: 052-954-6122

紺谷吉弘氏について／

国土問題研究会に所属されており、当会が設楽ダムサイトの岩盤調査を 2010 年に依頼しましたが、その時の調査団長で、調査結果報告書を作成された先生です。膨大な国交省のデータを読み解いて作成された調査報告書は図版を含めて全 23 ページ(A4 サイズ)あります。

「設楽ダムの建設は極めて多くの問題をばらんでおり、調査はつくされていない。既定の方針として計画を進めることは地域住民に対して、今後さらに多大な負荷を与えることになる」と考えられる」と紺谷吉弘氏は結論として述べております。当日この報告書をご希望の方にはお配りする予定です。

たくさんの参加者で、討論しセミナーを成功させましょう。



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://no-dam.net/>

郵便振替の口座番号: 00870-1-134146 加入者名: 設楽ダムの建設中止を求める会

他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089 (ゼロハチキュウ店) 当座 0134146】

設楽ダムの中止を求める会の年会費は 2000 円です。

代表 市野和夫 ichinok7@mx3.tees.ne.jp

事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町 1-3 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp